会　議　録

公開用

会議の名称	令和８年８月定例教育委員会会議
開催日時	令和８年８月１８日（火） 開会　午後１時３０分　　閉会　午後２時９分
開催場所	本庁舎４階　委員会会議室
議長（委員長・会長）の職氏名	教育長　鎌田　亨
出席者及び欠席者の職氏名及び人数	【出席委員】 教育長　鎌田　亨 教育長職務代理者　小林　学 委員　岡田　新司 委員　山口　早苗 委員　高橋　朋子 【執行部出席者】 学校教育部長　飯口　信彦 学校教育部学務指導担当部長　佐山　宏樹 社会教育部長　関根　栄治 学校教育部次長兼教育施設課長　内藤　晋吾 学校教育部参事兼市民文化会館長　野口　美明 学校教育部学務指導担当次長兼指導課長　鶴見　和弘 社会教育部次長兼スポーツ推進課長　井崎　圭介 社会教育部参事兼中央公民館長兼事業担当課長　清水　一男 教育総務課長　石川　貴英 学務課長　森田　誠 教職員担当課長　松本真一郎 教育相談センター所長　秋山　法之 学校給食課長　岡田　務 社会教育課長　柴山　伸之 生涯学習推進担当課長兼視聴覚センター所長　石塚　晴美 文化財課長兼郷土資料館長　實松　幸男 スポーツ施設担当課長　福嶋　伸五
事務局職員の職氏名	学校教育部教育総務課総務担当　新谷、村上

会議事項、議題	議案第２９号 財産の取得の申出について 議案第３０号 葛飾中学校リノベーション工事請負契約の議決内容の一部変更について 議案第３１号 令和８年度春日部市一般会計（教育費）補正予算について 議案第３２号 令和８年度春日部市一般会計（教育費）補正予算について 議案第３３号 春日部市立体育施設条例の一部改正について 議案第３４号 春日部市立体育施設条例施行規則の一部改正について 議案第３５号 令和８年度教育委員会点検・評価報告書について 議案第３６号 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校医の委嘱について 議案第３７号 春日部市社会教育委員の委嘱について 議案第３８号 春日部市スポーツ推進委員の委嘱について 報告第４４号 春日部市豊春地域学校規模適正化検討会委員の選任について 報告第４５号 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校医の委嘱に係る専決処理について

鎌田教育長	それでは、ただいまから８月定例教育委員会を開会いたします。 はじめに、本日の会議録署名委員を指名します。 山口委員、お願いします。
鎌田教育長	前回会議録（案）については、事務局より各委員に事前に配付しています。質疑等があれば、お聞かせ願います。
鎌田教育長	事前に配付した会議録（案）のとおりでよろしいですね。
委　員	［　「結構です」と言う人あり　］
鎌田教育長	前回会議録は、事前に配付した会議録のとおり承認されました。 事務局は、会議終了後、前回署名委員の署名を頂いてください。
鎌田教育長	それでは、議事に入ります。 はじめに、議案第２９号「財産の取得の申出について」を議題としますが、議案第２９号から議案第３３号までについては、９月市議会定例会に上程する議案に関する事項であるため、会議を非公開にしたいと思いますが、いかがでしょうか。
委　員	［　「異議ありません」と言う人あり　］
鎌田教育長	異議なしと認め、春日部市教育委員会会議規則第１８条の規定に従い、これより会議を非公開とします。
鎌田教育長	それでは、議案第２９号「財産の取得の申出について」を議題とし、説明を求めます。
教育総務課長	はい。
鎌田教育長	石川課長、お願いします。
教育総務課長	議案第２９号、「財産の取得の申出について」、提案理由及びその内容を説明申し上げます。 議案書１ページを御覧ください。 提案理由でございますが、春日部市立小学校における学習者用端末を取得するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２８条第２

	項の規定に基づき、春日部市長あて申出したく提案するものでございます。 なお、学習者用端末の取得につきましては、「春日部市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第３条の規定により、議会の議決が必要であり、９月市議会定例会に議案として上程することから、本教育委員会におきまして提案するものでございます。 次に、主な内容について説明申し上げます。 別冊資料、インデックス「議案第２９号」、物品購入契約の内容を御覧ください。 取得金額は、消費税及び地方消費税の額を含め、４億６，５２３万５，９２５円でございます。 購入台数につきましては、資料３ページを御覧ください。 市内全小学校の児童用として、合計９，７７９台を購入いたします。 今回も、昨年度購入いたしました市内中学校及び義務教育学校分の学習者用端末の購入同様、文部科学省より、スケールメリットを生かすため、都道府県単位で共同調達するよう示されていたことから、埼玉県にて、一般競争入札による共同調達を行い、その落札者と随意契約を行うものです。 資料１ページにお戻りください。 契約の相手方は、埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目４５番地１、リコージャパン株式会社デジタルサービス営業本部埼玉支社公共文教営業部部長、細沼克弘でございます。 以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。
鎌田教育長	質疑等はありませんか。
岡田委員	新しく端末を購入するにあたり、今まで使っていたものはどうするのでしょうか。
教育総務課長	昨年度、中学校分で入れ替えた端末については、昨年度中に、売払いという形で処分を行っています。当初は、予算２，０００万円程度をかけて、データの処分等を考えていましたが、昨年度途中に方法を変えまして、売払いにより、お金の支払いを受けた上で、処分を行っています。さらに、データの消去を確実に実施し証明をしてもらうという形で処分を行っています。小学校分も昨年度同様に売払いにより、データの消去を確実に行った上で処分を行いたいと考えています。
鎌田教育長	質疑等はありませんか。

	ないようですので、これより採決をいたします。
鎌田教育長	議案第２９号「財産の取得の申出について」、原案どおり決するに、賛成の委員の挙手を求めます。
委　員	［　賛成者挙手　］
鎌田教育長	挙手全員であります。 よって、議案第２９号は、原案どおり可決と決しました。
鎌田教育長	次に、議案第３０号「葛飾中学校リノベーション工事請負契約の議決内容の一部変更について」を議題とし、説明を求めます。
教育施設課長	はい。
鎌田教育長	内藤課長、お願いします。
教育施設課長	議案第３０号、「葛飾中学校リノベーション工事請負契約の議決内容の一部変更について」、提案理由及び主な内容について説明申し上げます。 議案書の２ページを御覧ください。 提案理由でございますが、葛飾中学校リノベーション工事請負契約の議決内容の一部を変更したく、提案するものでございます。 次に、別冊資料、インデックス「議案第３０号」を御覧ください。 変更内容でございますが、令和６年市議会９月定例会において議決をいただいた契約金額「４６億２,０００万円」とあるのを「４６億９,０５９万７，１４２円」に変更するするものでございます。 変更理由でございますが、技能労働者の適正な賃金水準の確保のため、旧設計単価を適用して予定価格を積算した本工事について、令和８年６月から適用する設計単価に変更するため、その増額分を計上するものでございます。 説明は以上です。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。
鎌田教育長	質疑等はありませんか。
鎌田教育長	ないようですので、これより採決をいたします。
鎌田教育長	議案第３０号「葛飾中学校リノベーション工事請負契約の議決内容

	の一部変更について」、原案どおり決するに、賛成の委員の挙手を求めます。
委　員	［　賛成者挙手　］
鎌田教育長	挙手全員であります。 よって、議案第３０号は、原案どおり可決と決しました。
鎌田教育長	次に、議案第３１号、議案第３２号「令和８年度春日部市一般会計（教育費）補正予算について」は、いずれも補正予算に関する議題でございますので、一括での説明を求めます。
学校教育部次長	はい。
鎌田教育長	内藤次長、お願いします。
学校教育部次長	はじめに、今回、補正予算にかかわる議案が、第３１号、第３２号の２つに分かれている理由についてご説明いたします。 通常、補正予算は、議会の最終日に議会の議決をもって決定するものでございますが、早急に予算を支出しなければならない場合等に、議会最終日を待たずに議会の議決を先にいただくことがございます。 議案第３１号は、この最終日より先の議決に該当し、既に、工事を進めている大沼陸上競技場の工事請負費の増加に、早急に対応する必要があることから、通常の補正となる議案第３２号とは別に、議会へ議案を上程する必要があるため、定例教育委員会におきましても議案を分けているものでございます。 それでは、議案第３１号、「令和８年度春日部市一般会計（教育費）補正予算について」、提案理由及び主な内容について説明申し上げます。議案書３ページを御覧ください。 提案理由でございますが、９月春日部市議会定例会に提案する令和８年度春日部市一般会計補正予算に教育費補正予算を要求したく、別冊のとおり提案するものでございます。 別冊資料、インデックス「議案第３１号」を御用意いただき、１ページを御覧ください。 第１表は、歳入歳出予算で補正があった科目のうち、歳入の総括表でございます。 歳入につきましては、教育委員会の分と市長部局の分を合算で提示しております。

	このうち、教育委員会に該当するのは、２１款の市債でございます。 詳細は後ほど説明いたします。 続いて２ページを御覧ください。 こちらは、歳出の総括表ですが、教育委員会に関連する教育費のみを記載しております。 １０款、教育費、補正前、１０５億１，８１１万円に、２，９９４万を増額し、補正後の額を１０５億４，８０５万円とするものでございます。 続いてページが飛びまして、５ページ、歳出の事業別概要を御覧ください。 体育施設運営事業において、現在、大沼陸上競技場のリニューアル工事を行っておりますが、物価高騰により資材単価が上昇しており、大沼公園広域受援拠点施設整備の工事請負費が増となるため、補正額の欄にあるとおり、２，９９４万円の補正を行うものです。 右の補正額の財源内訳の欄を御覧ください。財源としましては、２，９９０万円分を、大沼公園広域受援拠点施設整備事業債として、金融機関等からの借り入れによる資金で賄うものでございます。 続いてページ戻りまして３ページ、第２表、地方債補正を御覧ください。 ５ページで説明いたしましたとおり、大沼公園広域受援拠点施設整備事業で、２，９９０万円分を金融機関等からの借り入れによる地方債で賄うため、資金の借り入れ方法や利率、償還方法について計上するものです。 続いて４ページ、歳入の事業別概要を御覧ください。 同じく、大沼公園広域受援拠点施設整備事業債を活用するにあたり、資金の借り入れ２，９９０万円を補正額として計上するものでございます。 議案第３１号についての説明は、以上でございます。 次に、議案第３２号について、提案理由及び主な内容について説明申し上げます。議案書４ページを御覧ください。 提案理由については、議案第３１号と同様でございます。 別冊資料、インデックス「議案第３２号」を御用意いただき、１ページを御覧ください。 第１表、歳入歳出予算補正、こちらは総括表でございます。 歳入につきましては、教育委員会の分と市長部局の分を合算で提示しております。 このうち、教育委員会に該当するのは、１６款の財産収入及び２１款の市債でございます。詳細は後ほど説明いたします。 続いて２ページを御覧ください。

	こちらは、歳出の総括表ですが、教育委員会に関連する教育費のみを記載しております。 １０款、教育費、補正前、１０５億４,８０５万円に、２億１９０万８千円を増額し、補正後の額を１０７億４,９９５万８千円とするものでございます。 続いて３ページ、第２表、継続費補正を御覧ください。 継続費とは、通常、自治体の予算は、会計年度である１年度ごとに完結する必要がありますが、完成までに複数年かかる工事等の事業については、事業全体の事業費と複数年度で管理することについて、あらかじめ議会で承認を得るものです。 小学校プール整備事業について、補正前は、総額で１８億５,８９４万円としていた事業費を、補正後は、総額で１８億６,１３１万４千円とし、２３７万４千円増とするものでございます。 ここで当事業に関連するものをあわせて説明いたしますので、７ページを御覧ください。 こちらは歳出の事業別概要でございますが、上から３段目の小学校プール整備事業を御覧ください。 補正額の欄に記載している１８９万９千円の増につきましては、春日部市学校温水プール建設工事監理業務委託において、令和８年３月から適用した技術者単価の増に基づく委託料の増に伴い、契約変更を行うため、補正するものです。 右の補正額の財源内訳の欄を御覧ください。 財源としまして、１７０万円分を借り入れによる小学校温水プール整備事業債により賄うものです。 続いて、ページ戻りまして５ページを御覧ください。 同じく、２段目の小学校温水プール整備事業につきましては、先ほどの借り入れ分を地方債補正として反映するため、補正前限度額の１４億８８０万円を変更し、１７０万円増額の、補正後限度額を１４億１,０５０万円とするものでございます。 続いて、６ページを御覧ください。 こちらは歳入の事業別概要でございますが、同じく、２段目の小学校温水プール整備事業債につきまして、１７０万円分を歳入の補正額として計上するものです。 小学校プール整備事業関連は以上となります。 続いてページ戻りまして４ページ、第３表、債務負担行為補正を御覧ください。債務負担行為とは、事業が複数年度にわたる契約等で、将来にわたり、支払いの義務を負うことをあらかじめ議会で承認を得るものです。

	今回、英語指導助手派遣につきまして、現在の契約期間が令和８年度までとなっており、新たに、令和９年度から令和１１年度まで契約期間を更新するため、２億１，２８５万円を限度額として債務負担行為を設定するものでございます。 なお、期間が令和８年度からとなっているのは、令和９年度に向け、今年度中に契約を行う必要があるため、令和８年度からと表記しております。 続いて６ページ、歳入の事業別概要を御覧ください。 はじめに、１段目の大沼陸上競技場施設命名権収入の１０９万６千円の増につきましては、この度、リニューアル工事を行っている大沼陸上競技場について、企業が施設の愛称を付けることができるネーミングライツのパートナーが決定し、命名権収入を得るため、補正するものでございます。 続いて、２段目の小学校温水プール整備事業債につきましては、先ほど説明したとおりです。 続いて、３段目の教育相談センター整備事業債、９００万円の増につきましては、教育相談センター移転工事に伴う設計業務を行うため、補正するものでございます。 ここで当事業に関連するものをあわせて説明いたしますので、７ページを御覧ください。 １段目の教育相談センター運営事業でございますが、１，２０７万８千円の増につきましては、教育相談センターが市役所第２庁舎へ移転するため、設計委託料について補正するものでございます。 右の補正額の財源内訳の欄を御覧ください。 財源としまして、９００万円分を金融機関等からの借り入れによる教育相談センター整備事業債により賄うものです。 続いてページ戻りまして５ページ、第４表地方債補正を御覧ください。 同じく、１段目の教育相談センター整備事業につきまして、９００万円の借り入れにより賄うため、新たに、資金の借り入れ方法や利率、償還方法について計上するものです。 教育相談センター運営事業関連は以上となります。 続いて７ページ、歳出の事業別概要を御覧ください。 ２段目、小学校施設維持・管理事業、１億１，８５４万３千円の増につきましては、小学校１０校１１件の消防設備修繕を実施するため、補正するものでございます。 続いて４段目、中学校施設維持・管理事業、６，０７３万１千円の増につきましては、中学校６校７件の消防設備修繕を実施するため、補正するものです。

	続いて５段目、給食センター運営事業、８６５万７千円の増につきましては、給食センター空調設備の更新修繕を行うため、補正するものです。 最後に、体育施設運営事業ですが、こちらは額の補正はありませんが、先ほど、６ページの歳入の事業別概要で説明いたしました、施設命名権収入が得られることになったため、財源の内訳に、収入分１０９万６千円を計上するものです。 説明は以上です。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。
鎌田教育長	質疑等はありませんか。
鎌田教育長	ないようですので、これより順番に採決をいたします。
鎌田教育長	議案第３１号「令和８年度春日部市一般会計（教育費）補正予算について」、原案どおり決するに、賛成の委員の挙手を求めます。
委　員	［　賛成者挙手　］
鎌田教育長	挙手全員であります。 よって、議案第３１号は、原案どおり可決と決しました。
鎌田教育長	次に、議案第３２号「令和８年度春日部市一般会計（教育費）補正予算について」、原案どおり決するに、賛成の委員の挙手を求めます。
委　員	［　賛成者挙手　］
鎌田教育長	挙手全員であります。 よって、議案第３２号は、原案どおり可決と決しました。
鎌田教育長	次に、議案第３３号「春日部市立体育施設条例の一部改正について」を議題とし、説明を求めます。
スポーツ施設担当課長	はい。
鎌田教育長	福嶋課長、お願いします。
スポーツ施設担当課長	議案第３３号、「春日部市立体育施設条例の一部改正について」、提案理由及びその主な内容について、説明申し上げます。 議案書５ページを御覧下さい。

	はじめに、提案理由でございますが、 公の施設の使用料等の見直しに伴い、別表の規定を改正したく、提案するものでございます。 次に、改正内容につきまして、説明申し上げます。 別冊、インデックス　議案第３３号を御覧ください。 春日部市営大沼運動公園グラウンドの陸上競技場兼サッカー場兼ラグビー場につきましては、令和７年度から工事に着手し、令和８年９月にリニューアル整備が完了します。 改正の内容につきましては、新旧対照表の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分に改めるものです。 １点目は、春日部市営大沼運動公園グラウンドの陸上競技場兼サッカー場兼ラグビー場の全面使用に係る金額を「１，１００円」から「２，８００円」へ改めるものです。 ２点目は、春日部市営大沼運動公園グラウンドの陸上競技場兼サッカー場兼ラグビー場において、全面使用と同様の内容で半面使用の区分、使用時間、使用単位を設け、金額の項目として「１，４００円」を新設するものです。 最後に、附則につきましては、施行期日として、１この条例は、令和９年１月１日から施行する。経過措置として、２改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用から適用し、同日前の使用については、なお従前の例によるものです。 説明は以上です。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。
鎌田教育長	質疑等はありませんか。
鎌田教育長	ないようですので、これより採決をいたします。
鎌田教育長	議案第３３号「春日部市立体育施設条例の一部改正について」、原案どおり決するに、賛成の委員の挙手を求めます。
委　員	［　賛成者挙手　］
鎌田教育長	挙手全員であります。 よって、議案第３３号は、原案どおり可決と決しました。
鎌田教育長	会議の非公開を解き、これより、会議を公開とします。

鎌田教育長	次に、議案第３４号「春日部市立体育施設条例施行規則の一部改正について」を議題とし、説明を求めます。
スポーツ施設担当課長	はい。
鎌田教育長	福嶋課長、お願いします。
スポーツ施設担当課長	議案第３４号、「春日部市立体育施設条例施行規則の一部改正について」、提案理由及びその主な内容につきまして、説明申し上げます。 議案書６ページを御覧ください。 はじめに、提案理由でございますが、 公の施設の附属設備の使用料の新設に伴い、別表の規定を改正したく提案するものです。 次に、改正内容につきまして、説明申し上げます。 議案書７ページを御覧ください。 改正の内容につきましては、表中の、改正前の欄の太線で囲まれた部分を、それに対応する改正後の欄の太線で囲まれた部分に改めるもので、大沼陸上競技場のリニューアルに伴い、移動式簡易照明を新設します。 移動式簡易照明の使用料は、春日部市営大沼運動公園グラウンド、陸上競技場兼サッカー場兼ラグビー場に限る。１回１台につき１００円とするものです。 附則でございますが、施行期日を、令和９年１月１日からとするものです。 説明は以上です。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。
鎌田教育長	質疑等はありませんか。
鎌田教育長	ないようですので、これより採決をいたします。
鎌田教育長	議案第３４号「春日部市立体育施設条例施行規則の一部改正について」、原案どおり決するに、賛成の委員の挙手を求めます。
委　員	［　賛成者挙手　］
鎌田教育長	挙手全員であります。 よって、議案第３４号は、原案どおり可決と決しました。
鎌田教育長	次に、議案第３５号「令和８年度教育委員会点検・評価報告書について」を議題とし、説明を求めます。

教育総務課長	はい。
鎌田教育長	石川課長、お願いします。
教育総務課長	議案第３５号、「令和８年度教育委員会点検・評価報告書について」、提案理由及び主な内容について説明申し上げます。 議案書８ページを御覧ください。 提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２６条第１項に基づき、令和７年度の教育委員会の事務の点検・評価を実施し、令和８年度教育委員会点検・評価報告書としてまとめたため、別冊のとおり提案するものでございます。 別冊資料、インデックス「議案第３５号」の「令和８年度教育委員会点検・評価報告書（最終案)」を御用意いただき、６１ページから６４ページにかけてを御覧ください。 点検・評価につきましては、学識経験者３名をもって組織する「春日部市教育委員会事務評価委員会」を合計で３回開催し、様々な立場から、御意見をいただきました。 こちらは、その会議において出された各委員から御意見を踏まえ、「学識経験者による意見」として、まとめたものでございます。 全体として、本市の取組を後押ししていただく意見となっておりまして、取組の方向性を根本的に見直さなければならないような御意見はございませんでした。 最後に、今後の予定でございますが、本日の議決をいただいたのち、市長及び市議会に報告書を提出いたします。 その後、市公式ホームページに掲載するほか、市役所市政情報室をはじめ、各公民館等に配架し、市民に公開してまいりたいと考えております。 以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。
鎌田教育長	質疑等はありませんか。
鎌田教育長	ないようですので、これより採決をいたします。
鎌田教育長	議案第３５号「令和８年度教育委員会点検・評価報告書について」、原案どおり決するに、賛成の委員の挙手を求めます。
委　員	［　賛成者挙手　］
鎌田教育長	挙手全員であります。

鎌田教育長	よって、議案第３５号は、原案どおり可決と決しました。
鎌田教育長	次に、議案第３６号「春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校医の委嘱について」を議題とし、説明を求めます。
指導課長	はい。
鎌田教育長	鶴見課長、お願いします。
指導課長	議案第３６号､「春日部市立小学校､中学校及び義務教育学校の学校医の委嘱について」、申し上げます。 議案書９ページを御覧ください。 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校医の欠員、変更に伴い、春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師設置に関する条例第１条の規定に基づき委嘱したく提案するものでございます。 委嘱する学校医の一覧は、１０ページにございます。 前任の学校医がご逝去されたことによる変更となります。 以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。
鎌田教育長	質疑等はありませんか。
鎌田教育長	ないようですので、これより採決をいたします。
鎌田教育長	議案第３６号「春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校医の委嘱について」、原案どおり決するに、賛成の委員の挙手を求めます。
委　員	［　賛成者挙手　］
鎌田教育長	挙手全員であります。 よって、議案第３６号は、原案どおり可決と決しました。
鎌田教育長	次に、議案第３７号「春日部市社会教育委員の委嘱について」を議題とし、説明を求めます。
社会教育課長	はい。
鎌田教育長	柴山課長、お願いします。

社会教育課長	議案第３７号、「春日部市社会教育委員の委嘱について」、提案理由及び主な内容について説明申し上げます。 議案書１１ページを御覧ください。 提案理由でございますが、春日部市社会教育委員の任期満了に伴い、社会教育法第１５条及び春日部市社会教育委員条例第２条第２項の規定に基づき委嘱したく提案するものでございます。 議案書１３ページ「概要」を御覧ください。 項番３、所掌事務にありますとおり、社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言をすることを目的としておりまして、項番４、委員構成にありますとおり、１５人以内としております。 ６月定例教育委員会において、１５名のうち、１４名の委員の委嘱について承認をいただいたところですが、この度新たに１名が選出されましたので御審議いただくものです。 １ページ戻りまして、議案書１２ページを御覧ください。 春日部市社会教育委員候補者名簿でございます。新たに委嘱する委員は林重盛氏、春日部市公民館運営審議会からの選出となります。 任期は、令和８年８月１８日から令和１０年５月３１日までとなります。 説明は以上です。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。
鎌田教育長	質疑等はありませんか。
鎌田教育長	ないようですので、これより採決をいたします。
鎌田教育長	議案第３７号「春日部市社会教育委員の委嘱について」、原案どおり決するに、賛成の委員の挙手を求めます。
委　員	［　賛成者挙手　］
鎌田教育長	挙手全員であります。 よって、議案第３７号は、原案どおり可決と決しました。
鎌田教育長	次に、議案第３８号「春日部市スポーツ推進委員の委嘱について」を議題とし、説明を求めます。
スポーツ推進課長	はい。
鎌田教育長	井崎課長、お願いします。

スポーツ推進課長	議案第３８号、「春日部市スポーツ推進委員の委嘱について」、提案理由及びその主な内容につきまして、説明申し上げます。 議案書１４ページを御覧ください。 はじめに、提案理由でございますが、春日部市スポーツ推進委員の補充に伴い、春日部市スポーツ推進委員条例第３条第２項の規定に基づき委嘱したく提案するものでございます。 次に、議案書１６ページを御覧ください。 スポーツ推進委員の概要につきまして、説明申し上げます。 はじめに、項番１、設置根拠でございますが、スポーツ推進委員は、スポーツ基本法第３２条第１項に基づき、春日部市スポーツ推進委員条例において設置しております。 次に、項番２、職務でございますが、委員は、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに市民に対するスポーツの実技指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものでございます。 次に、項番３、委員構成等でございますが、委員は７０人以内とし、教育委員会が委嘱するものでございます。 おそれいりますが、１ページお戻りいただき、 １５ページの候補者名簿を御覧ください。 本日、提案させていただきます候補者につきましては、随時募集期間令和９年１１月３０日までですが、応募された方です。 現在、お仕事をされておりませんが、バスケットボール、ハンドボール、ゴルフ、ミニテニス等様々なスポーツを経験されている方で、スポーツ通じて地域貢献をしたいとの思いから応募されたということでございます。 委員の任期につきましては、令和８年９月１日から令和１０年３月３１日でございます。 説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。
鎌田教育長	質疑等はありませんか。
鎌田教育長	この方のお名前は何とお読みしますか。
スポーツ推進課長	「にべ　たかなお」様でございます。
鎌田教育長	他にないようですので、これより採決をいたします。
鎌田教育長	議案第３８号「春日部市スポーツ推進委員の委嘱について」、原案どおり決するに、賛成の委員の挙手を求めます。

委　員	［　賛成者挙手　］
鎌田教育長	挙手全員であります。 よって、議案第３８号は、原案どおり可決と決しました。
鎌田教育長	以上で、議案の審議を終了し、報告に移ります。
鎌田教育長	はじめに、報告第４４号「春日部市豊春地域学校規模適正化検討会委員の選任について」、説明を求めます。
教育総務課長	はい。
鎌田教育長	石川課長、お願いします。
教育総務課長	報告第４４号「春日部市豊春地域学校規模適正化検討会委員の選任について」、報告申し上げます。 お手元の議案書１７ページを御覧ください。 春日部市豊春地域学校規模適正化検討会委員につきまして、令和８年８月５日に、同委員会要綱第３条第１項に基づき、新たに委員１４人を選任しましたので報告いたします。 議案書２０ページに参考資料として、本検討会の概要をお示ししておりますので、御覧ください。 はじめに、項番２、本検討会の所掌事務でございますが、「豊春地域における学校規模適正化計画の内容に関することについて意見交換を行う」こととなっております。 次に、項番３、委員構成でございます。委員は、豊春小学校及び宮川小学校を対象校とし、「対象校通学区域内の住民代表者」「対象校に在学する児童の保護者の代表者」「対象校へ進学予定児童の保護者の代表者」「対象校に関係する教職員の代表者」がそれぞれ各校２人以内をもって組織し、「その他検討会が必要と認める者」で構成されております。 恐れ入りますが、議案書１８ページを御覧ください。 検討会委員の名簿となりまして、１番の野口様、２番の鈴木様、８番の金子様、９番の岡本様は通学区域内の住民代表、３番の出山様、４番の室井様、１０番の永嶋様、１１番の中田様は在籍児童の保護者代表、５番の阿部様、６番の岡崎様、１２番の中野様は就学予定児童の保護者代表、７番の今木様、１３番の中川様、１４番の菊野様は教職員代表として、それぞれ選任したものでございます。 なお、先ほど申し上げた「その他検討会が必要と認める者」である５号委員は選任しておりません。

	任期につきましては、豊春地域における学校規模適正化計画が策定されるまでとなります。 教育総務課からの報告は以上でございます。
鎌田教育長	質疑等はありませんか。
鎌田教育長	次に、報告第４５号「春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校医の委嘱に係る専決処理について」、説明を求めます。
指導課長	はい。
鎌田教育長	鶴見課長、お願いします。
指導課長	報告第４５号「春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校医の委嘱に係る専決処理について」、報告申し上げます。 議案書２１ページを御覧ください。 春日部市教育委員会教育長に対する事務委任規則第３条の規定により、春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校医の委嘱について教育長が専決処理しましたので、同規則第４条第２号の規定により報告するものでございます。 議案書２２ページ「学校医名簿」を御覧ください。 古波津修氏については、前任の学校医の退任に伴い変更となったものでございます。報告は以上でございます。
鎌田教育長	質疑等はございますか。
鎌田教育長	以上で、報告を終了します。 それでは、次回教育委員会の日程をお願いします。
学校教育部長	９月定例会につきましては、９月２４日、木曜日、午後１時３０分から、本会場、本庁舎４階、委員会会議室での開催を予定しております。 以上でございます。
鎌田教育長	以上で、８月定例教育委員会を閉会いたします。

会　議　結　果
議案第２９号　承認　、議案第３０号　承認　、議案第３１号　承認　、 議案第３２号　承認　、議案第３３号　承認　、議案第３４号　承認　、 議案第３５号　承認　、議案第３６号　承認　、議案第３７号　承認　、 議案第３８号　承認